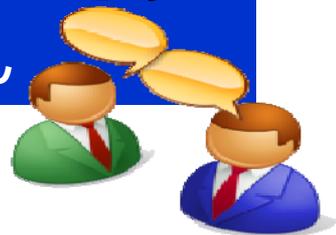


# テロ等準備罪は**共謀罪**です

名前を変えてもその危険性は変わりません



対象犯罪は**277**に及びます

政府は2020年に東京オリンピック・パラリンピックの開催を控える中、テロを含む組織犯罪を未然に防止するためとして、「テロ等準備罪」法案を提出しています。

政府は当初の676の適用対象の犯罪を277に減らしたと説明していますが、**組織犯罪やテロ犯罪と無縁の犯罪が依然として対象**とされています。例えば、楽譜のコピー（著作権法違反）やマンション建設反対の座り込み（組織的威力業務妨害罪）などを計画すると犯罪とされかねません。



**一般市民も対象**となることがあります

政府は、この法案は組織的犯罪集団を適用対象とし、一般市民を対象としないと説明しています。しかし、政府は、もともと正当な活動をしている市民団体でも、性質が一変したと認められるときには組織的犯罪集団に当たるとも説明しています。そして、その**判断は捜査機関**がするのです。



**準備行為**は歯止めになりません

政府は、今回の法案では準備行為を犯罪成立の条件にして歯止めをかけたとしていますが、預金の引き出しなどの日常的行為も準備行為とされるので、**何ら歯止めになりません**。



市民の人権に影響を及ぼしかねない**監視社会**に

計画は、電話、メール、SNSなどでも成立しますから、コミュニケーションの内容を集めることが捜査の手段になります。その捜査は、**通信傍受（盗聴）の拡大**になることが予測されます。市民の人権に影響を及ぼしかねない監視社会にはなりません。

私たちは、新たな共謀罪法案に **反対** します

JFBA 日本弁護士連合会